

令和7年4月から共済組合への振込みに 振込手数料がかかります

令和7年3月末までは、組合員（任意継続組合員を含む）の方が「共済貯金の預入」や「任意継続組合員の掛金」など本組合への振込みを行う際、本組合の専用振込用紙を使用すると振込手数料は不要となっています。

しかし、令和7年4月からは各金融機関が定めている振込手数料がかかります。

組合員の皆さまには、本組合への振込みを行う際は手数料をご負担いただくこととなりますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

【参考】

七十七銀行の個人向けインターネットバンキングご利用で、七十七銀行あての振込手数料はすべて無料となっております。（七十七銀行アプリも利用可能です。）

	3万円未満	3万円以上
七十七銀行同一店内あて	無 料	
七十七銀行本支店あて		